

公立大学法人横浜市立大学教員昇任規程

制 定 平成 17 年 12 月 20 日規程第 104 号
最近改正 令和 3 年 9 月 1 日規程第 65 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 14 条の規定に基づき、同規則第 3 条第 2 項に定める教員の教授・准教授・講師・助教への昇任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教授資格の定義)

第 2 条 公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）の教授は、次の第 2 項及び第 3 項の資格を有するものとする。

2 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者で、かつ以下の各項目についてすべて該当する者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者。ただし分野によってはこれに相当すると認められる者も可とする。

(2) 大学において 5 年以上の准教授（助教授または講師を含む）経験を有する者、または准教授（助教授または講師を含む）2 年以上の経験を有しつつ助教または助手としての経験年数の二分の一を加えて 5 年以上の経験を有する者。ただし、次項第 4 号に該当する者については、この限りではない。

3 第 2 項の規定に該当する者のうち、以下の各号のうちいずれかに該当する者とする。

(1) 教授たるにふさわしい研究や診療上の業績を有する者

(2) 学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(3) 専攻分野において特に優れた知識及び経験を有する者

(4) 本学に対し多大な貢献をした者

(准教授資格の定義)

第 3 条 本学の准教授は、第 2 条の教授の資格を有する者もしくは次の第 2 項及び第 3 項までの資格を有するものとする。

2 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者で、かつ以下の各項目についてすべて該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者、またはこれに相当すると認められる者

(2) 大学において 5 年以上の講師または助教または助手経験を有する者、またはこれに相当すると認められる者。ただし、次項第 3 号に該当する者については、この限りではない。

3 第 2 項の規定に該当するもののうち、以下の各号のうちいずれかに該当する者と

する。

- (1) 准教授たるにふさわしい研究や診療上の業績を有する者
- (2) 専攻分野において優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (3) 本学に対し多大な貢献をした者

(講師資格の定義)

第4条 本学の講師は、第2条の教授の資格を有する者もしくは第3条の准教授の資格を有する者もしくは次の第2項及び第3項までの資格を有するものとする。

2 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者で、かつ以下の各項目についてすべて該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者、またはこれに相当すると認められる者

- (2) 大学において3年以上の助教または助手経験を有する者、またはこれに相当すると認められる者

3 第2項の規定に該当するもののうち、以下の各号のうちいずれかに該当する者とする。

- (1) 講師たるにふさわしい研究や診療上の業績を有する者
 - (2) 専攻分野において知識及び経験を有すると認められる者
- (助教資格の定義)

第5条 本学の助教は、第2条の教授の資格を有する者もしくは第3条の准教授の資格を有する者もしくは第4条の講師の資格を有する者もしくは次の第2項の資格を有する者とする。

2 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については学士の学位）又は専門職学位を有する者、またはこれに相当すると認められる者
 - (2) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- (昇任の推薦者)

第6条 教員の昇任には、学群長、学部長、研究科長、病院長（以下「推薦者」という。）のいずれか1名の推薦を必要とする。

(昇任候補者の推薦)

第7条 推薦者は、教授、准教授、講師または助教としての資格を有する者の中から、昇任に値すると判断した教員について、昇任候補者として学長に推薦する。

2 推薦にあたり、推薦者は各々コース長、カリキュラム長、専攻長、副病院長等から意見を聞くものとする。

3 推薦の時期は別に学長が指定する。

(昇任審査)

第8条 学長は、推薦者から提出された昇任候補者の審査を人事委員会に諮問する。

2 諮問を受けた人事委員会は、次の各号について審査を行い、総合的に判断の上、

昇任の適否を判定し、職位ごとに優先順位を付して学長に報告する。

- (1) 面接（必要に応じ授業参観もしくは模擬授業等を含む）による教育上あるいは研究上あるいは診療上の能力や昇任後の活動についての抱負・意欲
- (2) 教育・研究・診療業績
- (3) 「公立大学法人横浜市立大学教員管理職規程」第1条に規定する教員管理職等、学内業務への取組や地域貢献など組織方針に基づく活動状況
- (4) 顕著な業績
- (5) その他学長が指定する事項
(部会の設置)

第9条 人事委員会は、昇任審査について部会に委任することができる。

- 2 委任を受けた部会長は審査結果を人事委員会委員長に報告するものとする。
(昇任手続き)

第10条 報告を受けた学長は、報告内容に基づき、昇任候補者を理事長に内申する。

- 2 理事長は、経営的判断のもと、学長が申し出た優先順位に基づき、昇任者を決定する。
- 3 理事長は、昇任決定者と新たな労働契約を締結したうえで、発令する。

附 則

この規程は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年11月10日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条第2項第1号の規定にかかわらず、平成19年3月31日現在横浜市立大学の準教授の者は、この限りではない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第65号）

この規程は、令和3年9月1日から施行する。